平成２８年（フ）第４８０号
名古屋市天白区笹原町1303番地　コートメゾン25　301号
債務者　堀江　　貴
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７９号
札幌市中央区宮の森１条16丁目７番37―102号
債務者　小野寺重造
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　浩士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
長野県小諸市市町１丁目４番19号
債務者　笠間　和彦
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１７３号
静岡市駿河区中原175番地の１
債務者　宮折有理子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２６号
埼玉県富士見市関沢２丁目20番29―105号、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地４　高橋マンション　307
債務者　織原　正一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１号
島根県出雲市渡橋町921番地　スズキマンション101、住民票上の住所島根県出雲市西郷町426番地９
債務者　持田　　剛
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３８号
宮崎県延岡市野地町３丁目3416番地　稲田アパート21
債務者　鴨林　　務
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　文美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３７５号
札幌市北区新琴似７条９丁目５番15号　７番街ビル311号
債務者　島　　英紀
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９号
静岡県焼津市柳新屋489番地　アルバⅢ301、旧住所静岡県焼津市すみれ台１丁目３番９号
債務者　赤堀　雪乃
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂野　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６号
石川県金沢市八日市１丁目642番地
債務者　米澤　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３４号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目16番24号　ソレアード201号
債務者　小山日出雄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３５号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目16番24号　ソレアード201号
債務者　小山　松美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３２号
北海道帯広市東６条南14丁目１番地14　アビタシオンウスイ２号室
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
北海道帯広市西12条南31丁目１番地４　コーポピープル１―Ｂ
債務者　川上　仁志
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字大日堂２番地７
債務者　清水　美里
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８３０号
仙台市若林区蒲町字東55番地　（15―３Ｂ８―１Ｌ）
債務者　金野　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係